

すまいる

「すまいる」は愛称です。

高齢者や障害者の方々が、安心して、笑顔(スマイル)で、
自立した地域生活を送るために必要な
支援をします。



このようなことこまで困っていませんか？

- ふくし 福祉サービスの利用のしかたがわからない
- やくしょ とど しよるい 役所から届く書類をどうしたらいいのかわからない
- こうきょうりょうきん いりょうひ しほら ぎんこう はらいもど 公共料金や医療費の支払い、銀行などでの払戻しがうまくできない
- つうちょう たいせつ しよるい 通帳やはんこ、大切な書類をよくなくしてしまう



千葉県後見支援センター
(社会福祉法人千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508
千葉市中央区千葉港4-3千葉県社会福祉センター 2F
TEL.043(204)6012 FAX.043(204)6013

©受付時間／月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時 E-mail:smile@chibakenshakyō.com

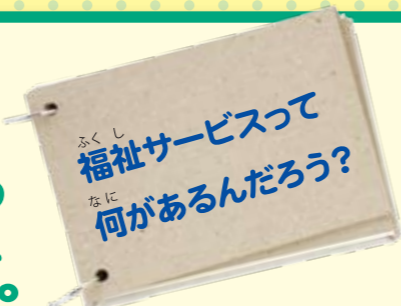
日常生活自立支援事業って どんなことをしてくれるの？

※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として規定されています。

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

1

福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。



[福祉サービス利用援助]

たとえば、

- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
- 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



※「福祉サービス」の利用援助は利用者全員に必ず提供するものです。

日常生活自立支援事業をご利用中に専門家の援助や助言が必要になった場合には弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービスもご利用になれます。

2

毎日のくらしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。



[財産管理サービス]

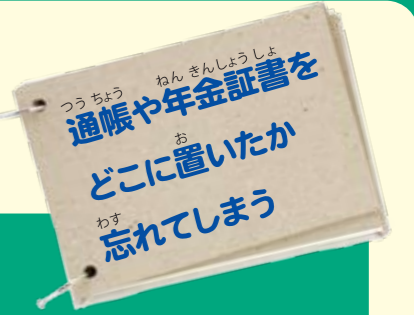
たとえば、

- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
- あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出してお渡しします。また、預け入れすることもできます。



3

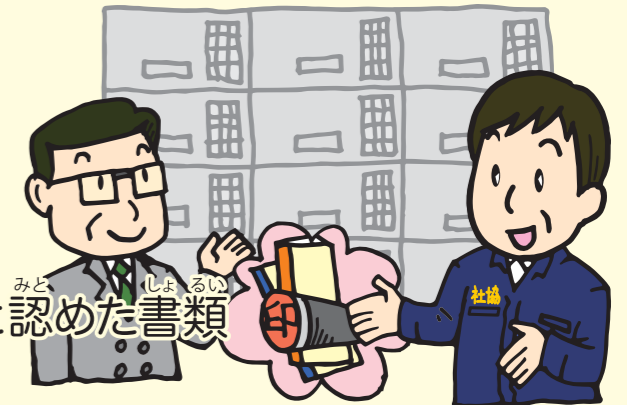
大切な書類や印鑑などをお預かりします。



[財産保全サービス]

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利証書、契約書類
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類



※金融機関の貸金庫に保管します。また、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。

あなたのまちの社会福祉協議会がお手伝いします。

日常生活自立支援事業を利用するまでの流れ

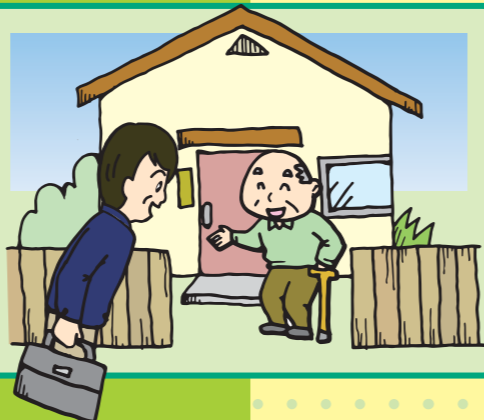
1 相談

お近くの社会福祉協議会(社協)に、困っていることがあれば気軽に相談して下さい。



2 訪問

社会福祉協議会の専門員がお宅を訪問し、困っていることなどをお聞きします。



契約締結審査会

「契約締結審査会」では、法律、医療、福祉の分野の専門家が利用者の契約にあたっての判断能力の有無、支援内容が適しているかどうかの審査を行います。

安心して利用していただくために

運営適正化委員会

この事業への苦情は担当者か外部の有識者で構成される「運営適正化委員会」へご相談ください。苦情解決に向けた調査・助言等を行います。

TEL043-246-0294



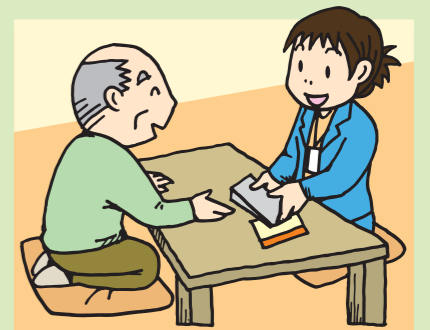
3 支援計画作成・契約

ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画作ります。その計画で良ければ契約します。



4 支援の開始

担当の生活支援員が、支援計画に基づいて定期的に訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や、預貯金の出し入れ、支払代行をします。



相談や支援計画の作成は無料

生活保護世帯は無料

弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービスは無料

無料

生活支援員

(専門員による臨時支援を含む)による支援は有料

有料

利用料 (1ヶ月の合計時間で請求いたします)

- 福祉サービス利用援助
- 財産管理サービス

1回の支援時間	料金
1時間未満	500円
1時間以上1時間30分未満	1,000円
1時間30分以上2時間未満	1,500円
以降、同様に30分毎に500円加算	

- 生活支援員の交通費
(生活支援員の自宅から利用者宅の往復に要する移動時間)

1回の支援時間	料金
30分未満	無料
30分以上1時間未満	500円
1時間以上	一律1,000円

年会費 年間3,600円(月額300円)

財産保全サービス 年間3,000円(月額250円)

「専門員」

ご本人の生活状況の確認をして契約までの調整を行い支援計画作ります。また関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

「生活支援員」

一定の研修を受けた社協の職員です。利用者宅を定期的に訪問し、支援を行います。



活用しよう。生活を支え、 財産を守るための成年後見制度

成年後見制度って、なに？

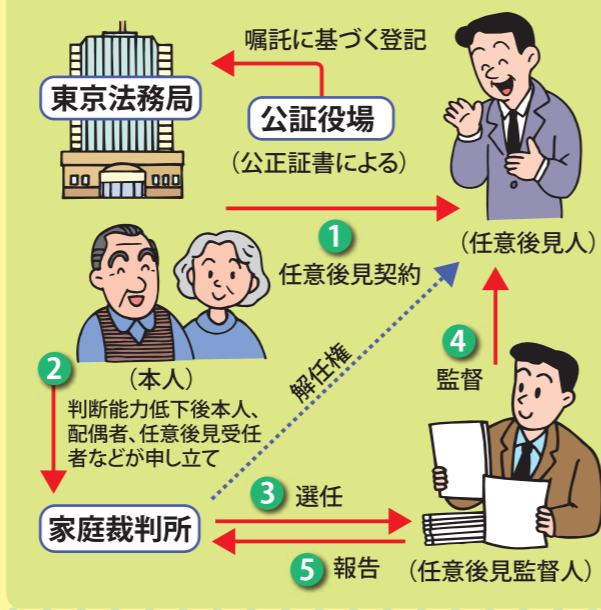
成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

判断能力が不十分になる前に 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人と支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。

実際に本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が選任する任意後見監督人のもとで任意後見人による支援を受ける制度です。

任意後見制度のしくみ

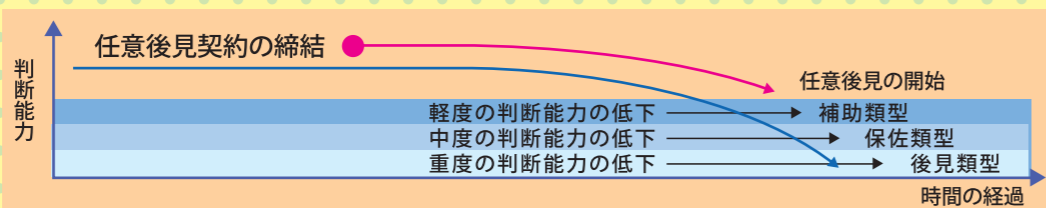


判断能力が不十分になってから 法定後見制度

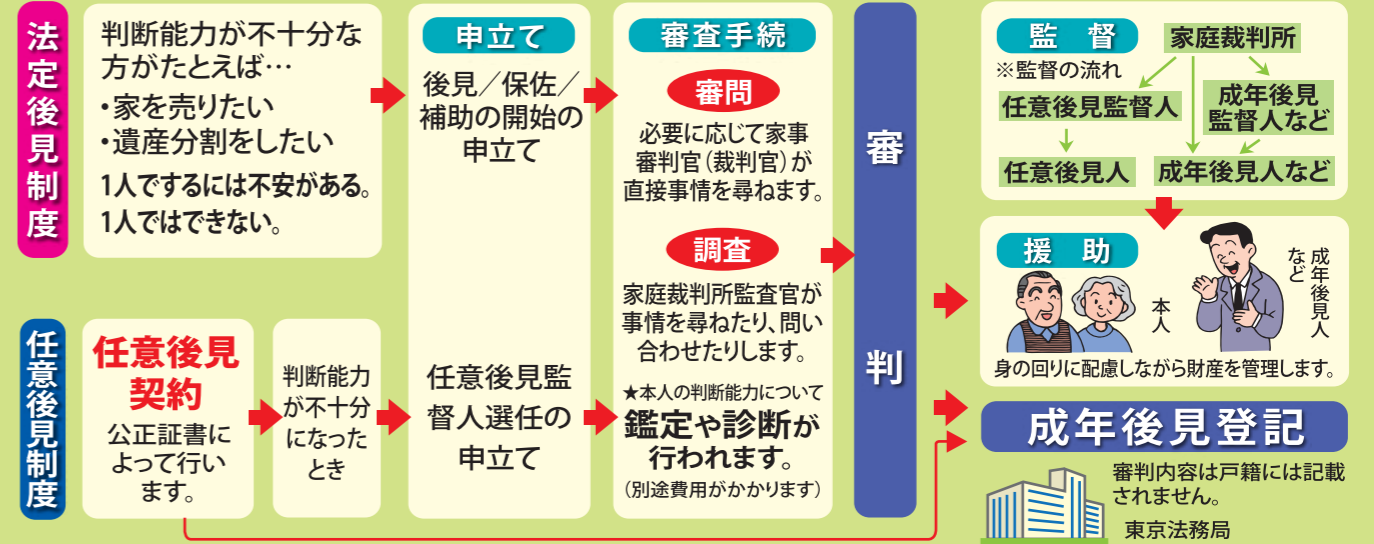
本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族や市町村長等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者(成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。

また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。

申立類型と判断能力の目安



申立手続きの流れ



成年後見制度に関する問い合わせ先

■ 成年後見制度の申立受付・相談

千葉家庭裁判所	管轄区域	電話番号
千葉家庭裁判所	千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043(222)0165
市川出張所	市川市・船橋市・浦安市	047(336)3002
佐倉支部	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043(484)1215
一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475(42)3531
松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市	047(313)0153
木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	0438(22)3774
館山支部	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470(22)2273
八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479(72)1300
佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478(52)3040

■ 成年後見人等の紹介、手続支援、相談等

千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センター	043(227)8431
社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	043(301)7831
千葉県社会福祉士会・成年後見センター「ぱあとなあ千葉」	043(238)2866
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	043(221)4192
千葉県税理士会成年後見支援センター	043(242)6323

■ 任意後見契約について

千葉公証人会 043(224)1408

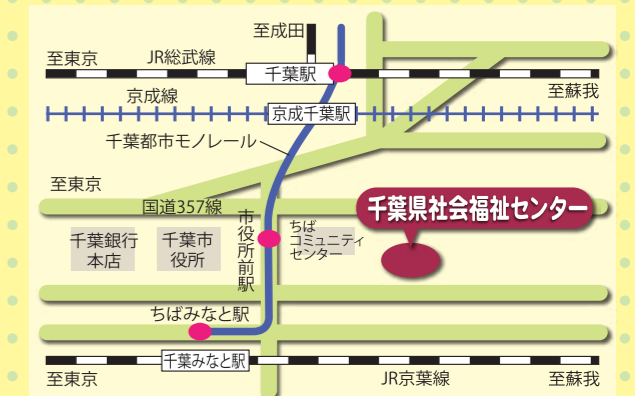
■ 成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03(5213)1234

法律相談のご案内

弁護士による高齢者や障害者の福祉に関する法律相談
相談日: 奇数月第3水曜日 午後2時~4時
相談料: 無料
事前予約制 相談時間はおひとり約45分

- ・JR総武線「千葉」駅下車、千葉都市モノレール「ちば」駅乗り換え「市役所前」駅下車、徒歩2分
- ・JR京葉線「千葉みなと」駅下車、徒歩7分



お住まいのお近くの
市町村社会福祉協議会が
担当いたします。

	市町村社協	電 話		市町村社協	電 話
千 葉	千 葉 市	043-209-6000	海 匝	銚 子 市	0479-24-8189
	習志野市	047-452-4161		旭 市	0479-57-5577
	市 原 市	0436-24-0011		匝 瑳 市	0479-73-0759
	八千代市	047-483-3021	山 武	東 金 市	0475-52-5198
東 葛 飾	市 川 市	047-320-4001		山 武 市	0475-82-7111
	船 橋 市	047-431-7560		大網白里市	0475-72-1995
	松 戸 市	047-368-0349		九十九里町	0475-70-3163
	野 田 市	04-7124-3939	芝 山 町	0479-78-0850	
葛 飾	柏 市	04-7165-1144	横芝光町	0479-80-3611	
	流 山 市	04-7159-4735	長 生	茂 原 市	0475-23-4333
	我孫子市	04-7184-1539		一 宮 町	0475-42-3424
	鎌ヶ谷市	047-444-2231		睦 沢 町	0475-44-2514
浦 安 市	047-355-5271	長 生 村		0475-32-3391	
印 旛	成 田 市	0476-27-7755	夷 隅	白 子 町	0475-33-5746
	佐 倉 市	043-484-0698		長 柄 町	0475-30-7200
	四街道市	043-422-2945		長 南 町	0475-46-3391
	八 街 市	043-443-0748		勝 浦 市	0470-73-6101
	印 西 市	0476-42-0294	い す み 市	0470-80-3390	
	白 井 市	047-492-5713	大 多 喜 町	0470-82-4969	
	富 里 市	0476-92-2451	御 宿 町	0470-68-6725	
	酒々井町	043-496-6635	安 房	館 山 市	0470-23-5068
	栄 町	0476-95-1100		鴨 川 市	04-7093-5000
香 取	香 取 市	0478-54-4405		南房総市	0470-44-3577
	神 崎 町	0478-72-4031		鋸 南 町	0470-50-1174
	多 古 町	0479-76-5940	君 津	木更津市	0438-23-2611
	東 庄 町	0478-86-4714		君 津 市	0439-55-0454
		富 津 市		0439-29-6770	
		袖ヶ浦市		0438-63-3888	